

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和28年8月1日であると認められることから、申立期間の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年3月から同年5月までは8,000円、同年6月及び同年7月は9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月31日から同年8月1日まで

昭和24年3月から34年7月までA社に勤務し、28年7月までは同社が所有する漁船に、同年8月からは同社C支社が所有する漁船に乗っていた。

オンライン記録をみると、昭和28年3月31日にA社において船員保険被保険者資格を喪失、同年8月1日に同社C支社において取得となっており、申立期間の被保険者記録が無いが、申立期間についても同社に勤務し、同社所有のD船舶に乗船していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和28年3月11日にA社所有のE船舶を下船した後、同年4月20日から同年7月27日まで同社所有のD船舶に乗船していたことが確認できる。

また、船舶所有者のA社に係る船員保険被保険者名簿から連絡先を確認できた当時の同僚6人は、「同社は、乗船している期間については必ず船員保険に加入させていたはずであり、私自身も、乗船期間は全て船員保険被保険者記録がある。」と証言している。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳及び船舶所有者のA社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和28年3月31日と記載されているにもかかわらず、資格喪失日より後の同年6月1日に標準報酬月額を改定した記録があるなど不自然な記録となっており、当該標準報酬月額の

改定を取り消した形跡もみられず、社会保険事務所（当時）における申立人の記録管理が適切ではなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人の船員保険被保険者記録をみると、申立期間を除いては、下船した期間についてもA社における船員保険被保険者記録が継続しているほか、複数の同僚は、自分の記録をみると、下船した期間についても船員保険被保険者記録は継続していると証言しており、同社は、下船しても船員保険被保険者資格を継続させる取扱いであった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和28年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳の記録から、昭和28年3月から同年5月までは8,000円、同年6月及び同年7月は9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで

B社からA社に異動し、給与からいつもどおり厚生年金保険料が控除されていた。

それなのに、厚生年金保険の記録では、申立期間において被保険者となっていないので、記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社へ異動した元上司の証言、B社及びA社の元同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る異動日は明らかではないが、B社で昭和51年2月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、関連会社に異動となったので、一緒に仕事をしたのは短い期間だった。2か月も無かったと思う。」としているとともに、同年8月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚は、「自分は昭和51年4月頃、A社に入社した。自分が勤務し始めたときには、申立人は既に勤務していた。」としており、申立人が同年4月頃には既にA社において勤務していたことがうかがわれることから、申立期間については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、同日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している前述の元同僚は、「自分がA社に入社した昭和51年4月頃には、B社から異動してきた3人のほかに男性社員が勤務しており、常時5人以上の職員が勤務していた。」と証言していることから、申立期間において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについて不明としているが、A社が申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

昭和50年12月から平成6年2月までA社で事務をしていたのに、オンライン記録では、57年1月31日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失、同年2月1日にB社において取得となっており、申立期間の被保険者記録が無い。

当時、事業主から、A社系列のB社へ形式的に移籍してもらおうと言われた覚えはあるが、勤務内容や勤務形態は変わっておらず、引き続きA社で事務をしていたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、当時の同僚及び社会保険事務担当者の証言により、申立人は、申立期間及びその前後の期間においてA社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の社会保険事務担当者は、「当時、B社に移籍する職員もいたが、形式的な移籍だった。申立人は、移籍後も引き続きA社で勤務しており、勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している。

一方、オンライン記録によると、B社は、昭和57年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、申立人は、56年5月

21日に同社において雇用保険被保険者資格を取得しており、同社には同日に移籍したと推認されるが、申立人は、移籍後もA社における厚生年金保険被保険者資格が継続していることから、同社は、B社が適用事業所となるまでは、A社において被保険者資格を継続させる取扱いであった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先も判明しないため確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 737 (事案 137 及び 551 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 26 日から 54 年 4 月 1 日まで
③ 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 36 年 2 月に A 社 B 支店に入社し、すぐに関連会社の C 社 D 支店に出向したが、出向期間中の厚生年金保険被保険者記録が無いこと、申立期間②については、54 年 3 月まで E 社 F 支店に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が 52 年 8 月 26 日で喪失していること、申立期間③については、平成 9 年 7 月まで G 社 (現在は、H 社) に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が 7 年 2 月 1 日で喪失していることに納得できないとして申立てをしたが、21 年 3 月 4 日付け及び 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

今回、E 社の退職日を昭和 54 年 3 月末日として、同社との紛争を全て解決した旨の確認書など新たな資料を提出するので、申立期間①、②及び③について再審議をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、当初、申立人は、昭和 36 年 3 月から同年 8 月 1 日までの期間を申し立てしていたところ、A 社 B 支店における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日である同僚 (1 人) は、入社後、半年ほど経ってから厚生年金保険被保険者になったと証言しているなど、申立期間当時、同社は、採用後一定期間を経ってから厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえるほか、申立人が名前を覚えている女性事務員についても、当該期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂

正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間①に係る再申立てについては、申立人は、新たな事情として当時の同僚の名前を提示したが、当該同僚は、「私は、半年ほど試用期間があり、この間は厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと思う。」と証言しており、申立人に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる証言等を得られなかったことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社B支店には昭和 36 年 2 月に入社し、入社当初から厚生年金保険被保険者であったはずである。」と主張し、申立期間を昭和 36 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までに変更した上、再再度の申立てを行っている。

しかし、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出が無く、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間②に係る申立てについては、雇用保険の記録では、申立人のE社における離職日は昭和 52 年 8 月 25 日となっているほか、同社は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間②に係る再申立てについては、申立人は、保険料控除を示す新たな資料として昭和 52 年の源泉徴収票を提出したが、申立人の当時の標準報酬月額から社会保険料額を計算したところ、同年の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、8 か月分（保険料の控除方法を翌月控除とした場合の 51 年 12 月から 52 年 7 月まで）の社会保険料額とおおむね一致しており、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「E社の退職日を昭和 54 年 3 月末日とし、同社との紛争の全てを解決した旨の確認書を当時の同僚に書いてもらった。」として当該確認書を新たな資料として提出し、再再度の申立てを行っている。

しかし、当該同僚は、「申立人とE社との間の紛争が解決したことは承知しているので、申立人に依頼されて当該確認書を書いたが、紛争解決の内容や厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しており、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

また、申立人は、上記確認書のほかに、E社の管財人に対して送付した厚生年金保険料の支払いを求める請求書（控）、当該請求書を送付した際の書留・配達記録郵便物受領書（お客様控）及び当時のメモを提出したが、これ

ら資料には申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる記載は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間③に係る申立てについては、H社は、申立人が平成7年2月1日から社会保険が非適用の嘱託社員となり、同年3月31日に退社したと回答しているほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る再申立てについては、申立人は、新たな資料として当時のメモ及びG社が発行した源泉徴収票を提出したが、当該メモには、当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる記載は無く、当該源泉徴収票についても、該当年が特定できない上、記載内容の判読も困難であることから、厚生年金保険料の控除について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として、平成16年2月5日付けでH社が発行した厚生年金被保険者取得期間証明書を提出し、再再度の申立てを行っている。

しかし、当該証明書には申立人の資格喪失日がオンライン記録と同じ平成7年2月1日と記載されているほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる記載は無いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 20 日から 56 年 10 月 1 日まで

昭和 51 年 9 月に A 社へ入社し、入社当初から 18 万円を超える給与が支給されていたのに、入社時の標準報酬月額は 11 万 8,000 円となっており、その後も 56 年 9 月まで給与支給額よりも低い標準報酬月額が記録されている。

申立期間の給与支給額は、記録されている標準報酬月額よりも高額であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社した当初から 18 万円を超える給与を支給されており、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であった。」と主張しているが、同社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、当時の社会保険事務の担当者及び同僚 3 人に照会しても、申立期間当時の A 社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における昭和 51 年 9 月 20 日の資格取得時の賃金は、10 万 2,000 円とされており、オンライン記録の被保険者資格取得時の標準報酬月額（11 万 8,000 円）と近似していることが確認できる。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡って訂正された形跡もみられない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。